様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | アンビシャス国際美容学校 |
| 設置者名 | 職業訓練法人大分県理容美容訓練協会 |

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数 | 省令で定める基準単位数 | 配置困難 |
|---|---|---|---|---|---|
| 衛生専門課程 | 美容科（改正前） | 夜・通信 | 348 時間 | 160 時間 | |
| | 美容科（改正後） | 夜・通信 | 7 単位 | 7 単位 | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |
| （備考）改正後の教育課程の単位数と附則第２条（経過措置）に基づく改正前の教育課程の授業時間数を記載している。 | | | | | |

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://ambi.ac.jp/release

３．要件を満たすことが困難である学科

| 学科名 |
|---|
| （困難である理由） |

様式第２号の２－②【⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | アンビシャス国際美容学校 |
| 設置者名 | 職業訓練法人大分県理容美容訓練協会 |

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|---|---|
| 名称 | 超美容師特化型カリキュラム編成委員会 |
| 役割 | 学校の育成目標である『日本一の美容師ルーキー』（卒業までにカットデビューすることで美容師１年目からスタイリストとして活躍できる人財）を育成するための教育カリキュラムの開発、授業運営、到達度管理について審議する。委員は学校職員２名以上、業界関係者（外部人材）２名以上で構成され、業界関係者は中堅以上（美容室での教育に携わっている者）とする。校長は８月と翌年１月に委員を招集してカリキュラム編成委員会を開催し、相互の課題やニーズ等を共有し実質的な連携強化を図りながら関係業界において必要な人材を養成していくためのカリキュラムを再開発して次年度のカリキュラム編成へ反映させる。 |

２．外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|---|---|---|
| 美容室経営 | 2024.4.1～2027.3.31 | 卒業生の就職先 |
| 美容師 | 2024.4.1～2027.3.31 | 卒業生の就職先 |
| 美容師 | 2024.4.1～2027.3.31 | 卒業生 |
| （備考） | | |

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|---|---|
| 学校名 | アンビシャス国際美容学校 |
| 設置者名 | 職業訓練法人大分県理容美容訓練協会 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| |
|---|
| １．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。 |
| （授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）<br>美容師養成施設指定規則に沿って、超美容師特化型カリキュラム編成委員会での議論をもとに作成する。特に次のことを最大の到達目標とする。<br>⑴美容師国家試験に合格すること<br>学期毎にその時点で到達すべき指標を細かく示すことで、段階的かつ確実に国家試験合格ラインまで技術を向上させる授業計画を作成。<br>⑵卒業までにカットデビューすること<br>美容室で求められる様々な技術を、接客面も含めた現場に沿ったやり方で習得できるよう、現役美容師による指導→実践(トレーニング)→到達度チェック→再トレーニングまたは次の技術にレベルアップと、それぞれの技術が定着するよう授業計画を年度末に作成し翌年度初めに公表する。 |
| 授業計画書の公表方法　https://ambi.ac.jp/release |
| ２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 |
| （授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）<br>⑴定期考査として期末考査を実施し、平常点を加味した総合点で評価する。<br>・評価点の配分は、【講義】概ね考査点 80%、平常点 20%で評価する。<br>平常点は、考査の成績以外で、出席状況 5%、授業態度 5%、理解度確認テスト 10%に基づき公正に評価する。<br>【技術】概ね考査点 70%、平常点 30%で評価する。<br>平常点は、考査の成績以外で、出席状況 10%、授業態度 10%、理解度確認テスト 10%に基づき公正に評価する。<br>・平常点は期末テスト当日までを目途に算出する。<br>⑵成績表を各学期終了後に郵送する。<br>⑶学籍簿の評定は、各学期の成績表記載点の平均を付け、秀（90 点以上）、優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）、不可（59 点以下）で記載する。 |

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

1　個別の教科の成績評価は、次の（1）～（5）により行う。
(1) 学期末の評価は、考査点に当該学期の平常点を加味した評価点で評価する。
(2) 学期末の評価点の配分は、概ね考査点 80%、平常点 20%で評価する。
(3) 平常点は、考査の成績以外で、授業態度、提出物などに基づき公正に評価する。
(4) 平常点は、期末考査当日までを目途に算出する。
(5) 評価点算出の際、小数点以下は四捨五入し、整数で求める。

2　客観的な指標に基づく成績評価は、①関係法規・制度　②衛生管理　③保健　④香粧品化学　⑤文化論　⑥美容技術理論　⑦運営管理　⑧美容実習の 8 教科について、上記（1）～（5）で算出した評価点を合算した合計点で行う。

| | |
|---|---|
| 客観的な指標の算出方法の公表方法 | 説明会で配布。その他、希望者には郵送にて公表。 |

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

(1)原則として、次の各項を満たす者に進級・卒業を認定する。
○各学年所定の教科課目の単位全てを履修・修得すること。
○学納金納入が完了していること。
○各学年所定の出席日数の 3 分の 1 以上欠席していないこと。
○各教科課目の授業必要時間数の 3 分の 1 以上欠席していないこと。
(2)上記のいずれかの条件に欠ける場合は、原則として原級留置となるが、補講等により条件を満たすことができる。

本校は『社会に貢献できる人財（より多くの人に支持されるスタイリスト）の礎を築く』ことを教育目的に掲げている。美容業はお客様からの支持がなくてはならない職業である。まずは相手の目線で考えることができるようになること。そして、卒業までにカットデビューすることで美容師 1 年目からスタイリストとして活躍できる人財になること。それが本校の育成人財像である。それを達成するためのカリキュラムや学校生活のルールを用意しており、「目指せ!!日本一の美容師ルーキー!」の掛け声のもと運営にあたり、上記(1)(2)の通り認定する。

| | |
|---|---|
| 卒業の認定に関する方針の公表方法 | https://ambi.ac.jp/release |

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | アンビシャス国際美容学校 |
| 設置者名 | 職業訓練法人大分県理容美容訓練協会 |

１．財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|---|---|
| 貸借対照表 | 希望者には郵送にて公表 |
| 収支計算書又は損益計算書 | https://ambi.ac.jp/release |
| 財産目録 | 希望者には郵送にて公表 |
| 事業報告書 | ― |
| 監事による監査報告（書） | ― |

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 |
|---|---|---|---|---|
| 衛生 | 衛生専門課程 | 美容科 | ○ | |

| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| ２年 | 昼 | 68 単位 | 20 単位 | 0 単位 | 4 単位 | 0 単位 | 44 単位 |
| | | | 68 単位 | | | | |

| 学生総定員数 | 学生実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 40 人 | 29 人 | 0 人 | 6 人 | 6 人 | 12 人 |

| カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） |
|---|
| （概要）美容師養成施設指定規則に沿って、超美容師特化型カリキュラム編成委員会での議論をもとに作成し、⑴美容師国家試験に合格すること。⑵卒業までにカットデビューすること。の２つを最大の到達目標に授業計画する。 |
| 成績評価の基準・方法 |
| （概要）定期考査として期末考査を実施し、平常点を加味した総合点で評価する。評定は、秀（90 点以上）、優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）不可（59 点以下）の５段階で記載する。 |
| 卒業・進級の認定基準 |
| （概要）⑴各学年所定の教科課目の単位全てを履修・修得すること。⑵ 学納金納入が完了していること。⑶ 各学年所定の出席日数の３分の１以上欠席していないこと。⑷ 各教科課目の授業必要時間数の３分の１以上欠席していないこと。 |
| 学修支援等 |
| （概要）⑴学習面、生活面、就職活動について、それぞれ独立した個別面談を定期的に実施⑵PDCA サイクルを活用した目標管理の実施。 |

| 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載） | | | |
|---|---|---|---|
| 卒業者数 | 進学者数 | 就職者数<br>（自営業を含む。） | その他 |
| 7 人<br>（100%） | 0 人<br>（ 0%） | 7 人<br>（ 100%） | 0 人<br>（ 0%） |
| （主な就職、業界等）<br>美容業界 | | | |
| （就職指導内容）<br>会社説明会　二者及び三者面談の実施 | | | |
| （主な学修成果（資格・検定等））<br>美容師国家試験合格率 100% | | | |
| （備考）（任意記載事項） | | | |

| 中途退学の現状 | | |
|---|---|---|
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 21 人 | 3 人 | 14.3% |
| （中途退学の主な理由）<br>進路変更による。 | | |
| （中退防止・中退者支援のための取組）<br>複数の教員による個人面談の実施　三者面談の実施 | | |

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料<br>（年間） | その他 | 備考（任意記載事項） |
|---|---|---|---|---|
| 美容科<br>（1 年次） | 120,000 円 | 960,000 円 | 480,000 円 | |
| 美容科<br>（2 年次） | 0 円 | 960,000 円 | 200,000 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 修学支援（任意記載事項） | | | | |
| | | | | |

b）学校評価

| 自己点検評価結果の公表方法 |
|---|
| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）<br>https://ambi.ac.jp/release |
| 第三者評価の基本方針（実施方法・体制） |
| 委員は関係業界より 2 名、関係業界で活躍する卒業生 1 名、地域関係者 1 名で構成され、学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価する。<br>（自己評価項目：①教育理念・目的・人財育成像②学校運営③教育活動④学修成果⑤学生支援⑥教育環境⑦学生の受入れ募集⑧財務⑨法令等の遵守⑩社会貢献・地域貢献）<br>評価結果は公表するとともに、教職員で共有しそれぞれの次年度目標設定に反映させる。それにより、組織的・継続的な改善を図る。 |
| 第三者評価の委員 |

| 所属 | 任期 | 種別 |
|---|---|---|
| 美容関連企業 | 2025.4.1～2027.3.31 | 関係企業 |
| 美容関連企業 | 2025.4.1～2027.3.31 | 関係企業 |
| 美容関連企業 | 2025.4.1～2027.3.31 | 卒業生 |
| 地位協力企業 | 2025.4.1～2027.3.31 | 地域関係者 |

| 第三者評価結果の公表方法 |
|---|
| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）<br>https://ambi.ac.jp/release |
| （備考） |
| 第三者評価未実施　「第三者評価の基本方針」「第三者評価の委員」「第三者評価の公表方法」の各欄には、学校関係者評価に関する情報を記載している。 |

c）当該学校に係る情報

| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）<br>https://ambi.ac.jp/release |
|---|

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

| | |
|---|---|
| 学校コード（13桁） | H144310000389 |
| 学校名（○○大学 等） | アンビシャス国際美容学校 |
| 設置者名（学校法人○○学園 等） | 職業訓練法人大分県理容美容訓練協会 |

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | 後半期 | 年間 |
|---|---|---|---|---|
| 支援対象者数<br>※括弧内は多子世帯の学生（内数）<br>※家計急変による者を除く。 | | ―人（ ― ）人 | ―人（ ― ）人 | ―人（ ― ）人 |
| 内訳 | 第Ⅰ区分 | ―人 | ―人 | |
| | （うち多子世帯） | （ ―人） | （ ―人） | |
| | 第Ⅱ区分 | ０人 | ―人 | |
| | （うち多子世帯） | （ ０人） | （ ―人） | |
| | 第Ⅲ区分 | ０人 | ０人 | |
| | （うち多子世帯） | （ ０人） | （ ０人） | |
| | 第Ⅳ区分（理工農） | ０人 | ０人 | |
| | 第Ⅳ区分（多子世帯） | ０人 | ０人 | |
| | 区分外（多子世帯） | ０人 | ０人 | |
| 家計急変による<br>支援対象者（年間） | | | | ０人（ ０ ）人 |
| 合計（年間） | | | | ―人（ ― ）人 |
| （備考） | | | | |

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 年間 | 0人 |

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 | 人 | 0人 | 0人 |
| 修得単位数が「廃止」の基準に該当<br>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当） | 人 | 0人 | 0人 |
| 出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況 | 人 | 0人 | 0人 |
| 「警告」の区分に連続して該当<br>※「停止」となった場合を除く。 | 人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 人 | 0人 | 0人 |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

| 右以外の大学等 | | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間 | 人 | 前半期 | 0人 | 後半期 | 0人 |

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 退学 | 0人 |
| ３月以上の停学 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---|---|
| ３月未満の停学 | 0人 |
| 訓告 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| ＧＰＡ等が下位４分の１ | 人 | 0人 | 0人 |

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修得単位数が「警告」の基準に該当 | 人 | 0人 | 0人 |
| ＧＰＡ等が下位４分の１ | 人 | 0人 | 0人 |
| 出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況 | 人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 人 | 0人 | 0人 |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。